

## 君津共同発電所6号機増設計画環境影響評価準備書 に対する環境大臣意見

本事業は、君津共同火力株式会社（以下「君津共同火力」）の君津共同発電所（以下「本発電所」）において、6号機発電設備の増設を行うものであり、新日本製鐵株式会社（以下「新日鉄」）君津製鐵所の高炉改修に伴い増加する副生ガスを発電用燃料として受け入れ、電力需要が増加する君津製鐵所及び東京電力株式会社（以下「東京電力」）へ発電電力を供給するものである。本事業では、製鐵所副生ガスを燃焼放散せずにエネルギー資源として有効利用することで、さらなる環境負荷の増大を回避するとし、また、実施に当たっては現有システムの中で最も発電効率が高いコンバインドサイクル方式の発電設備とすること、運用に当たっては発電効率の高い5・6号機を可能な限り定格出力連続運転し利用率向上を図ることなどにより、事業に伴う環境負荷そのものも極力低減するとしている。しかしながら、本発電所全体としては、増設のため年間の二酸化炭素排出量が増加し、副生ガス利用割合の増加のため二酸化炭素排出原単位が悪化するとしている。これに対しては、電力供給先である新日鉄及び東京電力が、本発電所からの二酸化炭素排出を負担し、京都議定書第一約束期間における社団法人日本鉄鋼連盟の自主行動計画及び電気事業連合会の環境行動計画との整合を図るとしているが、両者の将来全体排出量の見通しは立っていないとしている。

一方、温室効果ガスについては、2008年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、2050年までに現状から温室効果ガスを60～80%削減する長期目標が定められており、また、今後の国際交渉を経て、そこに至る中期目標とこれを達成するための温室効果ガスの削減枠組みが定められることとなるが、達成すべき長期目標を踏まえれば、あらゆる分野においてさらに厳しい削減が求められる。

事業者である君津共同火力に加えて、親会社であり本発電所の二酸化炭素排出を負担する新日鉄及び東京電力は、我が国有数の温室効果ガス多量排出者として、その削減に大きな社会的責任を有していること、また、副生ガスの増加は新日鉄の高炉改修に伴う生産活動増大によるものであることから、本事業及び関連する一連の事業において、京都議定書第一約束期間における自主行動計画の目標達成及び将来に向けた温室効果ガス削減に最大限努力する必要がある。

したがって、君津共同火力並びに本発電所の二酸化炭素排出を負担する新日鉄及び東京電力における温室効果ガス排出量が着実に、かつ、できる限り削減され、本発電所による環境負荷ができる限り軽減されるよう、以下の措置を適切に講ずる必要がある。

### 1. 温室効果ガス

本事業は、増加する副生ガスのエネルギー利用により温室効果ガスの排出を抑制するものであるが、本発電所全体としては温室効果ガスの排出量が増大し、二酸化炭素排出原単位の悪化が見込まれていることから、以下の措置を講ずることにより、本発電所における

最大限の取り組みに加えて、本発電所の二酸化炭素排出を負担する新日鉄及び東京電力における対策の実施を求め、本発電所の二酸化炭素排出による影響をできる限り軽減すること。

- (1) 本発電所の発電設備について、最も発電効率が高い本事業の発電設備の利用率を高く維持するなど、既設のものを含め発電所全体の発電効率を高くする運用を図り、燃料としての重油の使用量をできる限り抑制すること等により、発電所全体として最大限の二酸化炭素排出抑制効果が得られるよう維持運用すること。
- (2) 本事業における発電設備の高効率化及び副生ガスの有効活用のほか、君津共同火力における省エネ対策を推進すること。また、本発電所の二酸化炭素排出による影響ができる限り軽減されることが重要であることから、本発電所の二酸化炭素排出を負担する新日鉄及び東京電力における省エネ対策の推進、再生可能エネルギーの導入等の対策の着実な実施を求めること。
- (3) 供用後の各発電設備の利用率、二酸化炭素排出量、二酸化炭素排出原単位等をフォローアップし、その結果を踏まえ必要に応じ適切な追加対策を講ずるとともに、新日鉄及び東京電力に対しても協力を求めること。また、新たに2013年以降の温室効果ガス削減の枠組みが整備された場合には、これを踏まえて二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

## 2. 大気汚染物質

事業実施区域周辺は、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質に係る環境基準、二酸化窒素に係る千葉県環境目標値、光化学オキシダントに係る環境基準が達成されていない地点があり、このような地域において行われる本事業については、以下の措置を適切に講ずることにより、窒素酸化物、ばいじん等大気汚染物質排出量をできる限り低減すること。

- (1) 大気汚染物質排出量の少ない発電設備を優先稼働するとともに、排煙脱硝装置等の維持管理を徹底すること。  
なお、増設する6号機設備については、国内において同機種 of 運転実績がないため5号機設備の大気汚染物質排出濃度管理値を基礎としていることから、運転状況をモニタリングし、必要に応じて適切な対策を講ずること。
- (2) 今後より高度な大気汚染物質排出抑制技術が開発された場合には、その採用を検討するなど、必要に応じて適切な対策を講ずること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。